

令和5・6（2023・2024）年度

建設工事等一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請の受付について

令和5・6（2023・2024）年度に島田市が発注する建設工事の請負に係る一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請の受付を次のとおり行います。

◎入札参加資格審査申請をすることができる者の要件

- 1 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者に該当しないこと
- 2 建設業に関し、引き続き1年以上その営業を行っていること
- 3 経営事項審査を受けていること
- 4 島田市税（法人市民税又は市民税及び固定資産税）並びに消費税及び地方消費税を完納していること
- 5 法人税を完納していること（市外法人に限る）
- 6 社会保険等の適用事業者にあつては、社会保険に加入していること

※郵送により提出をお願いします。

※申請書類（島田市指定様式）は、島田市のホームページからダウンロードできます。

【アドレス：<http://www.city.shimada.shizuoka.jp/>】

（行政情報→産業・ビジネス→入札・契約→競争入札参加資格）

※令和5・6年度の申請から、市内法人（委任先（支店・営業所等）が市内にある場合を含む）及び市内・市外個人（代表者の住所が市内の場合）については、法人市民税又は市民税及び固定資産税の納税証明書の代わりに「市税納付状況照会に関する同意書」を提出していただくよう変更しておりますので御注意ください。

○申請に必要な書類 ※様式①②⑤⑥⑧⑩⑪⑫は、島田市のホームページからダウンロードできます。

①申請書類チェックシート

②一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書【様式1—①、1—②】 ※島田市の様式を使用すること他様式使用不可

③経営事項審査結果通知書の写し（有効期限内のものであって最新のもの）

※「健康保険加入の有無」「厚生年金保険加入の有無」及び「雇用保険加入の有無」（以下「社会保険等」という。）欄について、全て「有」であるもの又は上記欄に「除外」の表記がされているもの

※経営事項審査結果通知書で社会保険等の加入が確認できない場合は、以下の書類を添付してください。

(1)雇用保険の「保険料納付書の領収書の写し」又は「保険料納付済証明書」

(2)健康保険・厚生年金保険の「納入告知書兼領収書の写し」又は「保険料納付済通知書」

④商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）【法務局発行】

（発行日から3ヶ月以内・コピー可 *コピーの場合、なるべく両面印刷）

※個人の場合は本籍地の市区町村長が証明する「身分証明書」（代表者分）

これは「身分証明書」という名称の証明書となります。*運転免許証、マイナンバーカードは不可

⑤営業所一覧表【様式2】※様式の内容を満たしていれば、他様式可

⑥工事経歴書【様式3】※様式の内容を満たしていれば、他様式可

⑦納税証明書（最新のもので、発行日から3ヶ月以内。コピー可） *領収書不可

*未納の場合、申請書は受理できません。

※令和5・6年度の申請から、市内法人（委任先（支店・営業所等）が市内にある場合を含む）及び市内・市外個人（代表者の住所が市内の場合）については、法人市民税又は市民税及び固定資産税の納税証明書の代わりに「⑧市税納付状況照会に関する同意書」を提出してください。

●市内法人：消費税及び地方消費税（納税証明書その3の3）【税務署発行】

●市外法人：（本社分）法人税、消費税及び地方消費税（納税証明書その3の3）【税務署発行】

●市内・市外個人：（代表者分）住民税（代表者の住所が市外の場合）【市区町村役場納税課等発行】、消費税及び地方消費税（納税証明書その3の2）【税務署発行】

（免税業者の方についても未納がない旨の納税証明書その3【税務署発行】を提出してください。）

（市外法人及び市内・市外個人（代表者の住所が市外の場合）について、島田市において固定資産税が課税されている場合は、固定資産税の納税証明書【島田市役所納税課発行】を提出してください。）

⑧市税納付状況照会に関する同意書

※市内法人（委任先（支店・営業所等）が市内にある場合を含む）及び市内・市外個人（代表者の住所が市内の場合）のみ提出してください。

⑨技術職員名簿の写し

⑩使用印鑑届

※使用印鑑届の印は、法人の場合は会社名（又は事業所名）と肩書名（又は氏名）の両方が含まれている必要があります。営業所長等代理人が市と取引する場合は、代理人の使用印鑑を押印してください。

⑪委任状（契約に関する権限を本店から支店（営業所）等に委任する場合に提出）

⑫誓約書（原本）（代表者分が必要・委任者不可）

※返信用封筒：長3サイズで住所・氏名を記入し、84円切手を貼付

宛名にはあらかじめ「様」又は「御中」を記入してください。（登録票送付用）

※新規に電子入札を利用する場合は、『システム利用届』を併せて提出してください。

既に島田市の電子入札を利用している場合は、提出不要です。

ただし、利用者登録番号の再発行が必要な場合は提出をお願いします。

○証明書等の取得場所

商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書） ⇒ 法務局

身分証明書 ⇒ 代表者の本籍地の市区町村役場

（島田市に本籍地がある場合、市役所市民課もしくは、金谷・川根支所でも発行できます。）

納税証明書（固定資産税） ⇒ 島田市役所納税課

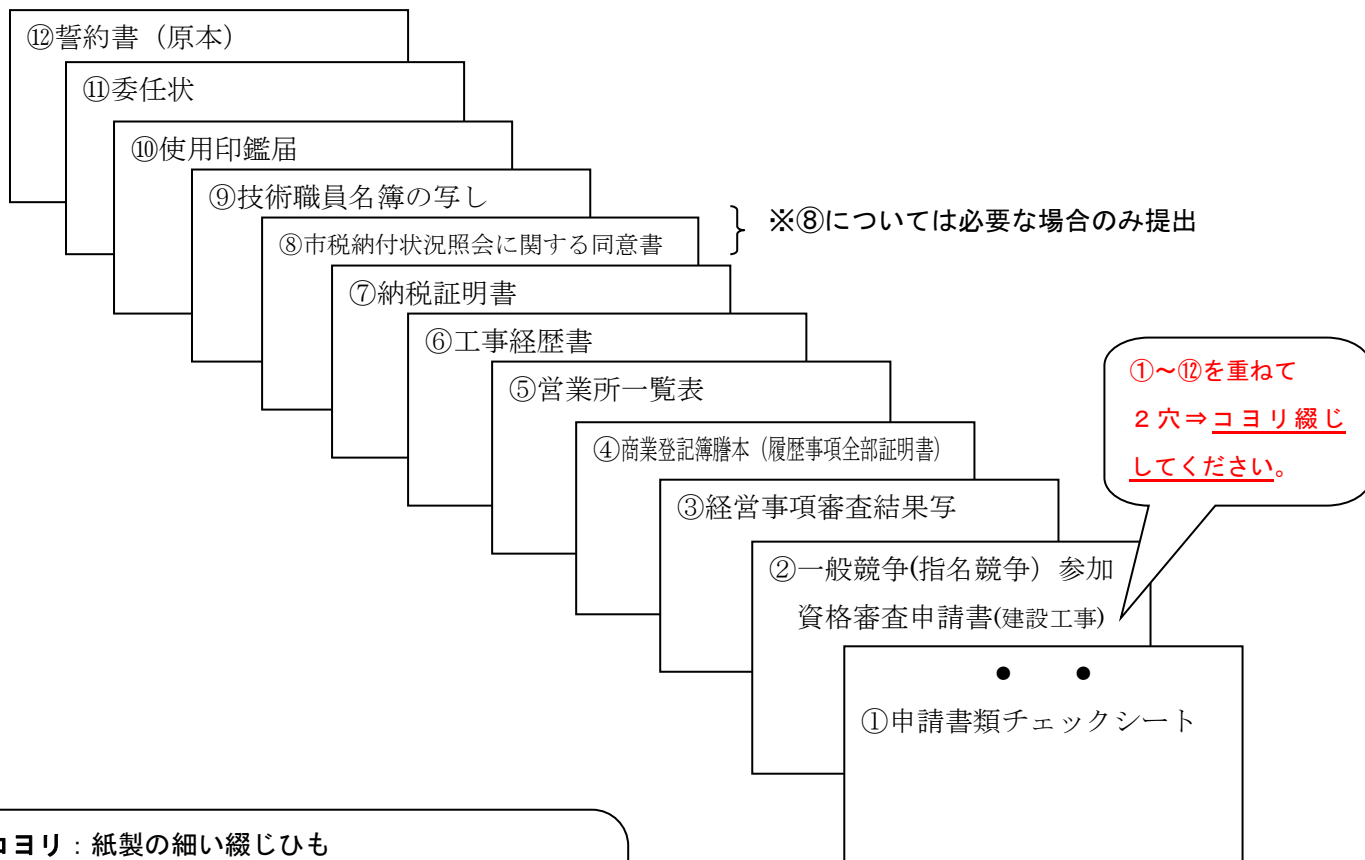
納税証明書（住民税） ⇒ 代表者の住所地の市区町村役場

納税証明書（法人税・消費税関係[その3の2(3)]） ⇒ 税務署

○書類の提出方法

提出書類は、A4 サイズで次の番号順とし、**必ず**、申請書類チェックシートによりチェックをしたものを一番前に綴り（コヨリ綴じ）、提出して下さい。（ファイル綴じは不可）

* 少ない場合は、ホチキス留め可



コヨリ：紙製の細い綴じひも

当市ではリサイクルの関係上、原則コヨリ綴じでの提出をお願いしていますが、無ければ紙ひも又はホチキス留めでも結構です。

○資格の有効期限

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで

○注意事項

※令和5・6年度の申請から、市内法人（委任先（支店・営業所等）が市内にある場合を含む）及び市内・市外個人（代表者の住所が市内の場合）については、法人市民税又は市民税及び固定資産税の納税証明書の代わりに「市税納付状況照会に関する同意書」を提出していただくよう変更しておりますので御注意ください。

※申請書の宛先は、「島田市長」です。

※1者で複数委任登録はできません。

※今回、新規に電子入札を利用する場合は、『システム利用届（様式第1号）』を併せて提出してください。

（既に島田市の電子入札を利用している場合は、提出不要です。ただし、利用者登録番号の再発行が必要な場合は提出をお願いします。）

※入札参加資格申請後、登録内容に変更が生じた場合は、速やかに変更の手続きを行ってください。

※経審の最新の書類を取得した場合も、必ず提出をお願いします。←この場合はメールによる提出も可

※入札参加資格が認定された場合、資格者名簿（商号又は名称、住所等）を公開します。あらかじめ御了承ください。

○送付先

〒427-8501

静岡県島田市中心1番の1

島田市役所

行政経営部 契約検査課

E-mail : keiyakukensa@city.shimada.lg.jp

電話 : 0547-36-7220

FAX : 0547-37-8200